

占用物件の維持管理は万全ですか？

～「安全性」確認などの報告が明文化されました～

道路法施行規則が改正され、令和8年4月1日から道路占用許可の期間更新時における占用物件の「安全性」確認などの報告が法律上、義務化されました。

＜※道路法施行規則の一部を改正する省令（公布:令和7年7月25日・施行:令和8年4月1日）裏面参照＞

道路占有者の維持管理義務等

○占用物件は占有者において、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼさないよう適切に維持管理しなければならない。

- *適切に維持管理していないと認められるときは修繕のほか、類似する占用物件の点検及び結果の報告等を道路管理者が求める場合があります。
- *維持管理の状況等について報告や事務所等への立入検査を道路管理者が求める場合があります。
- *道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合は、維持管理義務違反に問われることがあります。

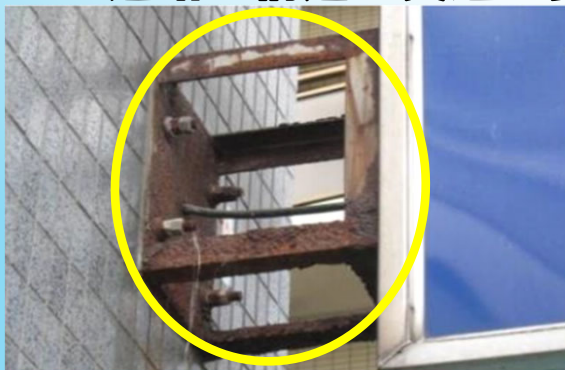
○占用許可期間を更新するときに、占用物件の安全性を確認した旨を報告しなければならない。（原則5年毎）**【NEW】**

○電柱・電線・水管・下水道管その他これらに類する物件は点検の計画、状況及び結果等について、道路管理者が定める期間に1回の頻度で報告しなければならない。**【NEW】**

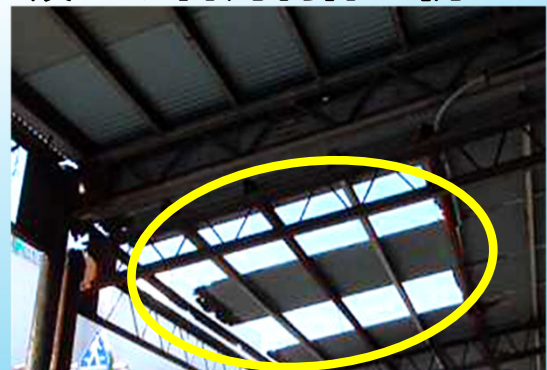
※**【NEW】**は道路法施行規則で新たに明文化されたもの

上記若しくは占用許可条件に違反した場合には、占用許可の取消などのほか、拘禁刑又は罰金に処されることがあります。

道路の構造や交通に支障を及ぼす占用物件の例



ブラケットの腐食による落下の危険のある看板



老朽化による崩壊の危険のあるアーケード

●お問合せについては下記窓口一覧に掲載の各担当出張所までお願いいたします。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/shinsei/road-senyou/ok0bp10000002wqi-att/senyomadoguchi.pdf>



法令、許可条件を遵守し、日頃から占用物件の適切な維持管理をお願いします。

○道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

（占用物件の管理）

第39条の8 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の維持管理をしなければならない。

（占有物件の維持管理に関する措置）

第39条の9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第72条の2 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（罰則）

第103条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第39条の9（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき

第106条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

八 第72条の2第1項又は第2項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき

○道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）（抄）

※令和7年国土交通省令第84号
令和7年7月25日公布、令和8年4月1日施行

（占有物件の維持管理に関する基準）

第4条の5の5 道路法第39条の8の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。
- 二 道路占有者が、次のイ又はロに掲げる占有物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。
 - イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの
占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき（許可を受けた道路の占有の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。）。
 - ロ イに掲げるもの以外のもの
占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。
- 三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占有者が、当該占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（道路法第28条の2第1項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占有物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。